

[事案 28-226] 契約取消（無効）請求

・平成 29 年 3 月 3 日 裁定終了

<事案の概要>

転換契約に際して、保険料は終身にわたり変わらないと誤信して契約したものであるなどとして、契約の無効または取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 10 月に契約した生存給付金付定期保険を平成 14 年 3 月に転換した際、募集人からは、保険期間が 10 年であり、10 年後の更新時に特約の保険料が上がることについて説明がなく、保険料は終身にわたり変わらないと誤信して契約したので、転換契約を無効とするか、または、募集人が申立人に不利益な事実について故意に説明しなかったため、不利益な事実がないと誤認して契約したので、消費者契約法 4 条 2 項にもとづき契約を取り消してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集人は、申立契約について、設計書、ご提案書、パンフレット等を使用して、申立人に対して 4、5 回ほど説明を行っている。募集人は、更新型保険料についても説明を行い、更新時に保障内容を見直すことが可能であると説明した。
- (2) 更新後に保険料が上がることは設計書に明記されており、保険証券にも記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど契約転換時の状況等を確認するため、申立人の事情聴取を行った。なお、募集人は相手方を退職しており、事情により、事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の転換を無効とすること、および取り消すことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。